

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「四、五七〇」を「五、四八〇」に、「七、一四〇」を「八、五六〇」に、「九、六八〇」を「一一、六一〇」に、「二、六〇〇」を「三、一二〇」に、「四、二〇〇」を「五、〇四〇」に、「五、七九〇」を「六、九四〇」に、「三六〇」を「四三〇」に、「四八」を「五七」に、「二四」を「二八」に、「三、六〇〇」を「四、三二〇」に、「二、四〇〇」を「二、八八〇」に、「七、四四〇」を「八、九二〇」に、「六、五六〇」を「七、八七〇」に改め、同表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項中「二四〇」を「二八〇」に、「三六〇」を「四三〇」に、「四八〇」を「五七〇」に、「九八〇」を「一、一七〇」に、「二、四〇〇」を「二、八八〇」に、「四、八〇〇」を「五、七六〇」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例第四条の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中（当該占用の期間が平成十八年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、平成十八年三月三十一日までの期間に限る。）は、なお従前の例による。

（説明）

道路占用料を占用物件の占用実態に則し、公正かつ適正なものとするため、本案を提出します。